

魚津市告示第118号

魚津市地域福祉計画策定庁内検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和8年4月20日

魚津市長 村椿 晃

魚津市地域福祉計画策定庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、魚津市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、総合的に検討を行うため、魚津市地域福祉計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の事項を検討する。

- (1) 計画案の検討に関すること。
- (2) 計画に基づく施策の実施及び推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、民生部長をもって充て、会務を総理する。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

企画広報室課長
市民自治推進課長
防災安全課長
市民環境課長
社会福祉課長
こども課長
健康センター所長
商工観光課長
農林水産課長
都市計画課長
教育総務課長